

○固定資産税(償却資産)に係る課税標準の特例について

地方税法第349条の3、同法附則第15条に規定する一定の要件を備える償却資産については、課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減されます。課税標準の特例を受けるためには、課税標準の特例適用申告書とともに添付書類を提出していただく必要があります。

課税標準の特例が適用される償却資産の例

特例対象資産	適用期間	特例率	適用条項		添付書類
再生可能エネルギー発電設備	3年度分	2/3	地方税法附則第15条	第32項第1号イ	・一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)が発行した再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書の写し
中小企業者等が新規に取得した経営力向上設備等	3年度分	1/2	地方税法附則第15条	第43項	・経営力向上計画の申請書及び認定書の写し ・工業会等による仕様等証明書の写し ※リース会社が申告する場合は、上記書類と併せて、 ・リース事業協会が確認した固定資産税軽減計算書 ・リース契約書の写し

※上記は特例適用の対象となる資産の一部です。また、地方税法の改正により、資産の対象が変更される場合があります。

1. 太陽光発電設備に関する課税標準の特例について【地方税法附則第15条第32項第1号イ】

平成28年4月1日取得分から特例対象となる太陽光発電設備が変更になりました。

平成28年3月31日取得分までは、固定価格買取制度の認定を受けて取得した再生可能エネルギー発電設備が特例の対象となっておりましたが、平成28年4月1日以降の取得分からは、当該認定を受けた太陽光発電設備は特例の対象外となりました。これに代わり、再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けた自家消費型の太陽光発電設備が新たに特例の対象となりました。

	改正前	改正後
条文	旧法附則第15条第33項	改正法附則第15条第32項第1号イ
対象資産	固定価格買取制度の認定を受けた再生可能エネルギー設備	自家消費型太陽光発電設備 (固定価格買取制度の認定を受けていない設備で、再生可能エネルギー事業者支援事業に係る補助を受けて取得した設備)
取得時期	平成24年5月29日～平成28年3月31日	平成28年4月1日～平成30年3月31日
特例割合	最初の3年度分 評価額の2/3	最初の3年度分 評価額の2/3
添付書類	・経済産業省が発行する再生可能エネルギー発電設備の認定通知書の写し ・電力会社と締結している電力需給契約のご案内の写し	・一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)が発行した再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書の写し

○提出書類

- 固定資産税(償却資産)特例適用申告書
- 一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)が発行した再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書の写し

2. 経営力向上設備等に係る課税標準の特例について【地方税法附則第15条第43項】

中小企業等経営強化法により、中小企業者等が新規に取得する経営力向上計画に記載のある経営力向上設備等が特例の対象となります。平成29年度の法改正により、測定工具及び検査工具、器具・備品並びに建物付属設備(償却資産として課税されるものに限る。)が対象資産に追加されました。

○対象者

経営力向上計画の認定を受けた資本金が1億円以下の法人、個人事業主など

○対象となる資産

経営力向上計画に基づき新たに取得した下の表の対象資産のうち、次の要件を満たすもの

- 販売開始から一定期間内のもの
- 旧モデル比で生産性(単位時間当たりの生産量、精度、エネルギー効率等)が年平均1%以上向上するもの
- 取得価格が一定額以上のもの

○対象資産

資産の種類	用途または目的	取得価格 (1台1基または1組1式)	販売開始時期
機械装置(※1)	すべて	160万円以上	10年以内
工具	測定工具及び検査工具	30万円以上	5年以内
器具・備品	すべて	30万円以上	6年以内
建物附属設備(※2)	すべて	60万円以上	14年以内

※1 機械装置については、平成28年7月1日から平成31年3月31日までに取得したもの

※2 償却資産として課税されるものに限る

○特例割合及び適用期間

取得した年の翌年度(課税となる年度)より3年間、該当償却資産の課税標準額が1/2になります。

※機会及び装置を取得した後に経営力向上計画を提出する場合は、取得から60日以内に経営力向上計画が受理される必要があります。また、年末までに認定を受けられない場合は、初年度の特例は受けられず、特例適用期間は2年間になります。

○提出書類

- 固定資産税(償却資産)特例適用申告書
- 経営力向上計画の申請書及び認定書の写し
- 工業会等による仕様等証明書の写し